

# UAEにおける法人税の導入（1）

（2023年3月）

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律事務所 Afrigi & Angell（西村あさひ法律事務所ジャパンデスク）に作成委託し、2023年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Afrigi & Angell（西村あさひ法律事務所ジャパンデスク）は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Afrigi & Angell（西村あさひ法律事務所ジャパンデスク）に係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所  
E-mail：[info\\_dubai@jetro.go.jp](mailto:info_dubai@jetro.go.jp)

**JETRO**

## 1. UAEにおける法人税の導入

アラブ首長国連邦(以下、「UAE」)において、2022年10月10日に連邦法人税法(Federal Decree-Law No. 47 of 2022 on the Taxation of Corporations and Businesses：以下、「法人税法」)が公布され、その15日後に施行されました。

UAEは2018年5月に租税回避を防止するための国際的な枠組みである経済協力開発機構(Organization for Economic Co-operation and Development：OECD)の税源浸食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting：BEPS)に関する包摂的枠組み(Inclusive Framework on BEPS：以下、「BEPS 包摂的枠組み」)に参加しましたが、BEPS 包括的枠組みでは、2021年10月8日に参加140の国・地域中、136の国・地域(現在は参加142の国・地域中、138の国・地域)が、多国籍企業の国際事業における各国での公平な税負担を確保するための二つの柱について、最終合意に至り、そのうちの第2の柱(Pillar Two)の下で、グループ全体の連結売上高の合計が年間7億5000万ユーロ超である多国籍企業についての最低法人税率は15%とされました。

UAEにおける法人税の導入はこれを受けたものです。2023年6月1日以降に開始する事業年度から法人税の適用があり(69条)、毎年1～12月までを事業年度とする企業の場合、2024年1月から始まる事業年度より法人税が適用されます。

閣議決定(Cabinet Decision)により定められるとされ、詳細が明らかになっていない点も多いものの、本レポートでは、まず法人税の課税対象者および適用除外について説明します。

## 2. 課税対象者

居住者および非居住者にそれぞれ法人税が課されます(11条2項)。法人税法上、居住者および非居住者は以下のとおりに定義されています。

### (1) 居住者

居住者とは、次のいずれかに該当する者を指します(11条3項)。

- ① UAEで設立された法人(フリーゾーン法人を含みます)(同項(a))
- ② UAEにおいて実質的に運営および管理されている外国で設立された法人(同項(b))
- ③ UAEで事業(Business)または事業活動(Business Activity)を行う自然人(同項(c))
- ④ その他、閣議決定で定められる者(同項(d))

③に関して、事業(Business)とは、定期的、継続的かつ独立的に行われるあらゆる活動を行い、工業的、営利的、農業的、職業的、専門的なサービス、採掘活動またはその他の有形、

無形の資産の使用に関するあらゆる活動を含むと定義されています(1 条)。また、事業活動 (Business Activity)とは、事業の過程で行われるあらゆる取引もしくは活動、または一連の取引、もしくは活動とされています(同条)。

④に関して、当該閣議決定ははまだ発表されておらず、①～③のほかに、いかなる者が居住者に該当することになるのかについては、明らかになっていません。

## (2) 非居住者

非居住者とは居住者に該当しない者で、以下のいずれかに該当する者を指します(11 条 4 項)。

- ① UAE に恒久的施設 (Permanent Establishment : 以下、「PE」)を有する者(同項(a))
- ② UAE 源泉所得 (State Sourced Income)を得る者(同項(b))
- ③ UAE に閣議決定で定められるネクサス (nexus) (後記(5)参照)がある者(同項(c))

## (3) PE

非居住者が UAE に PE を有するのは、以下①～③のいずれかの場合です(14 条 1 項)。

- ① UAE において事業またはその一部が行われている固定または恒久的場所を有している場合(同項(a))
- ② 非居住者に代わって UAE で事業または事業活動を行う権限を持ち、かつ反復して行使している者がいる場合(同項(b))
- ③その他、閣議決定により定められるネクサスを UAE 国内に有している場合(同項(c))(なお、当該閣議決定は未発表です。)

固定または恒久的場所(①)は、以下を含むとされています(14 条 2 項)。

- 事業遂行に必要な経営的・商業的意思決定を実質的に行う事業の管理の場所
- 支店
- 事務所
- 工場
- 作業場
- 土地、建物およびその他の不動産 <sup>1</sup>
- 再生可能または再生不能な天然資源を探索するための設備または構造物 <sup>2</sup>
- 鉱山、石油または天然ガスの抗井、採石場その他の天然資源を採取する場所(当該資源の採掘に使用される船舶および構造物を含む。)
- 建設工事現場、建設工事、組立もしくは据え付けの工事またはそれらに関連する監督活動(ただし、当該現場、工事または活動が 6 カ月 <sup>3</sup>を超えて継続する場合に限る。)

ただし、以下の目的のみで使用される場合は、PE に該当しません(14 条 3 項)。

- 自己に属する物品または商品の保管、展示または引き渡し
- 自己に属する物品または商品の在庫の他者による加工のためにのみする保有
- 自己のための物品もしくは商品の購入、または情報の収集
- 自己のためのその他の準備的または補助的な性格の活動
- 上記の活動を組み合わせた活動(ただし、このような組み合わせによる活動の全体が準備的または補助的な性格のものに限られます。)

以下のいずれかの場合には、非居住者に代わって UAE で事業または事業活動を行う権限を持ち、かつ反復して行使している(②)とみなされます(14条5項)。

- 非居住者をに代わって反復して契約を締結している場合
- 非居住者による重要な点の変更の必要なく、非居住者により締結される契約の交渉を反復して行っている場合

ただし、UAE 国内で独立したエージェントとして事業または事業活動を行っている者が、当該事業または事業活動の通常の業務過程で非居住者のために活動する場合には、当該エージェントが独占的もしくは殆ど独占的に非居住者を代理する場合、または法的もしくは経済的に非居住者から独立していると考えられない場合を除き、非居住者に代わって UAE で事業または事業活動を行う権限を持ち、かつ反復して行使している(②)とはみなされません(14条6項)。

- 1 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約(以下、「租税条約」)上の PE の定義(5条2項)には含まれていません。
- 2 同上です。
- 3 租税契約においては12カ月を超えて継続する場合とされています(5条3項)。

#### (4) UAE 源泉所得

所得は、以下のいずれかに該当する場合には UAE 源泉所得(State Sourced Income)とされます(13条1項)。

- 居住者から得た所得
- 非居住者の UAE における PE に関連または起因して生じて非居住者から得た所得
- その他 UAE 国内の活動、資産、投資資本、権利またはサービスから発生または派生した所得

(5) ネクサス

UAE にネクサス(nexus；課税の根拠となる「つながり」)があるかは、閣議決定により定められるものとされています(11 条 4 項)。当該閣議決定はいまだ発表されておらず、いかなる場合に UAE にネクサスがあるかは明らかになっていません。